

介護老人保健施設 浦河緑苑

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

(感染症及び食中毒の予防、まん延防止に関する基本的考え方)

1. 介護老人保健施設浦河緑苑（以下「当施設」という）は、日頃から感染予防に努めるとともに、当施設において感染症が発生した場合、又はまん延しないように必要な措置を講じ、利用者の安全と継続した介護サービスが提供できるように体制を整備することを目的に、この指針を定める。

また、新型ウイルス等の感染症の状況を把握し、特定の感染症の流行期は行政、近隣施設と情報を共有し感染を最小限に抑える対策を実施する。

(体制)

2. 前条の目的を達成するために、当施設に感染対策委員会（リスクマネジメント委員会）を設置する。定期開催は月1回とするが必要に応じて臨時開催する。

当施設内の感染症及び食中毒の予防、及び発生時の速やかなまん延防止のための対策を検討、実施と講じた対策の検証をする。

定期的に感染症事業継続計画の整備見直しを実施する。

委員構成はリスクマネジメント委員に準ずる

施設長（医師）を施設全体の管理責任者とする。

感染対策委員会の長を感染対策担当者とする。感染対策担当者は、施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、リスクマネジメント委員会に提案する。

【感染対策委員会審議事項】

- ① 施設内・事業所内における感染症対策の立案
- ② 感染症発生時の対応の検討
- ③ 情報の収集、整理、全職員への周知
- ④ マニュアル（感染症BCP）等の作成
- ⑤ 施設内・事業所内感染症対策に関する職員への研修・訓練
- ⑥ その他感染防止に関すること

(職員研修に関する基本方針)

3. 委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回以上実施するほか新規採用者がある場合は、その都度実施する。

(感染症発生状況の報告に関する基本方針)

4. 施設内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集

して、的確な感染まん延防止対策を実施できるよう調査、周知を実施する。

(感染症発生時の対応に関する基本方針)

5. 職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため以下の対応を行う。
- ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - ② 必要に応じて施設内の消毒、汚染された環境や汚染物の消毒を適切に行うこと。
 - ③ 必要に応じて感染した入所者の隔離などを行うこと。
 - ④ 感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置をすみやかに行うこと。
 - ⑤ 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。
 - ⑥ 適切な个人防护具を使用すること。
 - ⑦ 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択すること。
 - ⑧ 感染者及び感染した可能性がある利用者の体調観察を強化すること。
 - ⑨ 感染症により可能なものはディスプレイに変更すること。
 - ⑩ 関係者への連絡

(利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

6. 本指針は利用者及び家族等の希望があった場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上に公表するものとする。

(その他)

7. 当施設における感染防止対策推進のため以下の対応を行う
- ① 職員は、感染防止マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染防止対策の遵守に努める。
 - ② 職員は、自ら感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、適切にワクチン接種を行う
 - ③ 入所者及び職員ともに必要なワクチン接種率を高めるよう努める。
 - ④ 職員は、感染防止マニュアルに沿って、業務上での感染防止に努める。

(記録の保管)

8. 委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は5年間保管する。

(指針等の見直し)

9. 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この指針は、2024年4月1日より施行する。